

# 第3次水俣市環境基本計画（素案）についてのパブリック・コメント 実施結果及び市の考え方について

「第3次水俣市環境基本計画（素案）」について、市民の皆さまからの御意見を募集しましたが、寄せられましたご意見等とこれらに対する市の考え方を下記のとおり掲載いたします。ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

## 記

### 1 募集期間

令和2年2月1日（土）～令和2年2月18日（火）

### 2 閲覧場所

- ①市役所仮庁舎（1階階段前、総務課行政資料閲覧コーナー）、②総合体育館、③総合医療センター（本館1階ロビー）、  
④こどもセンター、⑤市立図書館、⑥水俣病資料館、⑦もやい館（1階保健センター、2階受付前）、⑧ふれあいセンター、  
⑨おれんじ館、⑩愛林館、⑪水俣市ホームページ

### 3 ご意見等総数（意見等提出者数）

持参	1件（1人）
郵送	0件（0人）
FAX	0件（0人）
Eメール	11件（5人）
計	12件（6人）

### 4 ご意見等の取り扱い

- ご意見等を踏まえ、素案を修正・追加補足するもの 4件  
今後の取組の参考とするもの 5件  
上記のどちらでもないもの 3件

## 1 パブリック・コメント意見等に係る市の考え方

No	ページと項目名	意見等の概要	市の考え方
1	<p>【ページ】 P41～42</p> <p>【項目】</p> <p>第4章：施策の展開</p> <p>施策1：水俣病問題への取組と「もやい直し」の推進</p> <p>施策区分2：水俣病犠牲者の慰霊</p>	<p>もやい直しとは市民だけで行うものではなく、チッソ、行政、水俣市民によって行われるものです。チッソ不在の現状を変えるため、チッソの火のまつりへの参加を義務付けてください。</p>	<p>もやい直しを推進するため、様々な方に参加いただけるよう、今後検討してまいります。</p>
2	<p>【ページ】 P43～45</p> <p>【項目】</p> <p>第4章：施策の展開</p> <p>施策1：水俣病問題への取組と「もやい直し」の推進</p> <p>施策区分3：公害・環境学習の推進</p>	<p>水俣病資料館における資料収集・整理・保存そして企画展などでの適切な資料公開を来年度以降どのようにやっていくのか不明確です。今年度で終了予定の熊本大学への委託により成立している部分が多い現状をどのように解決していくのか。専門的な知識が必要とされる現場で、2～3年周期で異動がある市の職員が対応するには限界があるため、学芸員のポストを設けてください。</p>	<p>水俣病問題の歴史上重要な基礎資料の収集・整理・保存につきましては、業務が円滑に進むよう体制の整備に取り組んでまいります。</p> <p>頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
3	<p>【ページ】 P43～45</p> <p>【項目】</p> <p>第4章：施策の展開</p> <p>施策1：水俣病問題への取組と「もやい直し」の推進</p> <p>施策区分3：公害・環境学習の推進</p>	<p>チッソによるチッソ新入社員研修や役員研修では十分な水俣病教育ができていません。語り部の話を聞くこともありませんし、水俣病資料館も自由見学です。水俣病患者被害者への差別偏見の一因として、チッソの関係者がチッソを慮ることが考えられます。そのチッソ自身が水俣病への理解が欠如しては話になりません。市がチッソ社員に公害教育を行ってください。</p>	<p>市に対して研修等の要望がありましたら、対応を検討してまいります。</p> <p>頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

No	ページと項目名	意見等の概要	市の考え方
4	<p>【ページ】 P43～45</p> <p>【項目】</p> <p>第4章：施策の展開</p> <p>施策1：水俣病問題への取組と「もやい直し」の推進</p> <p>施策区分3：公害・環境学習の推進</p>	<p>水俣病事件に関する資料は様々なものがありますが、加害企業であるチッソからの資料は量的に見て非常に少ないです。事件を検証するためにも、後世のためにも、当事者であるチッソからの資料収集を行ってください。</p>	<p>企業からの資料の収集については、資料の保存状況や所有権等の問題があります。</p> <p>頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
5	<p>【ページ】 P66～69</p> <p>【項目】</p> <p>第4章：施策の展開</p> <p>施策4：生活環境の保全</p> <p>施策区分1：水質・土壌・大気環境等の保全</p>	<p>水俣湾埋立地（エコパークみなまた）に埋め立てられている水銀を含む汚泥は、埋め立て完了以降調査がなされていません。護岸からしみ出ているかどうかの調査は行われていますが、なぜ埋め立てられているものがどのような状況なのかは確認しないのでしょうか。水銀に関する水俣条約という、水俣の名前が冠された条約名が付けられていながら、自身の足下に関しては調査がなされていないことを水俣市はどのように考えておられるのでしょうか。安全性を確認するためにも、水俣湾埋立地の土壌を調査、監視、情報公開をするよう熊本県に求めてください。またその調査結果を踏まえた上で、水銀汚染サイトに指定するか否かを検討してください。</p>	<p>水俣湾埋立地については、管理を行っている熊本県によれば、水俣湾に堆積していた水銀を含む汚泥は、現時点で最も安全な方法で管理されて、定期的な調査が行われており、今後も丁寧に安全性を確認しながら維持管理を継続していくとお聞きしています。市としては、市民生活や環境に影響のないよう、安全対策や必要な調査等、引き続き適正な管理を行うように県にお願いしてまいります。</p> <p>また、汚染サイトについては、令和元年11月に開催された「水銀に関する水俣条約第3回締約国会議」において、汚染された場所の管理に関する手引書が採択されました。今後我が国においてどのように運用されるのか、国の動きを注視してまいります。</p>

No	ページと項目名	意見等の概要	市の考え方
6	<p>【ページ】 P43～45</p> <p>【項目】</p> <p>第4章：施策の展開</p> <p>    施策1：水俣病問題への取組と「もやい直し」の推進</p> <p>    施策区分3：公害・環境学習の推進</p>	<p>これまで取り組まれてきた数十年間の市民と行政の努力は、「もやい音楽祭」「火のまつり」「水俣病犠牲者慰霊式」等々の施策として生きているのかと思います。しかし、近年ではそうした取組を含め、多くの取り組みが「形式化」「儀式化」し、「具体的な課題に対応する取り組み」は、ほとんど行われていないのが現状ではないかと思えます。水俣市民にとって「もやい直しにおける具体的な課題」は、「水俣病に対する多様な事柄について、市民どうしが素直に語り合えないこと」だと思えます。今後の水俣市の市政を考える上で、避けて通るわけには行かない課題だと思えます。</p> <p>「水俣病の病名はこのままで良いのか」「水俣の小中高校生に、水俣病をどの様に教えたら良いのか」「負の遺産を抱えた地域における、観光交流事業はどの様に進めたら良いのか」等は、市民の立場によって多様な意見が考えられ、簡単には議論は進みませんが、環境省や熊本県の協力も得たうえで、水俣市の将来を考えるためにも「具体的なテーマを据えての『もやい直し』の新たな議論の場作り」を、市の取組に加えていただきたいと思えます。</p>	<p>もやい直しの推進と水俣病の教訓発信については、本市の重点施策と位置づけ、今後も取組を進めてまいります。</p> <p>頂いた御意見を参考に、P44の記載内容を修正します。</p>

No	ページと項目名	意見等の概要	市の考え方
7	<p>【ページ】 P43～45</p> <p>【項目】</p> <p>第4章：施策の展開</p> <p>    施策1：水俣病問題への取組と「もやい直し」の推進</p> <p>    施策区分3：公害・環境学習の推進</p>	<p>今後の「市の取組」には、水俣病資料館に「水俣病の専門家」「人権問題の専門家」「地域住民と患者家族を繋げるファシリテーター」「子供達の学びをサポートする、コーディネーター」等の人材登用が必要だと思えます。</p> <p>水俣病資料館の語り部講話を中心にした活動が、子供達や来館者に対する「差別・偏見のない社会を目指す」こととして行われていますが、来館者の年齢や抱えている課題、持っている興味や知識といった、きめ細かな対応が求められていると思えます。語り部という貴重な存在を活用するためにも、事前の教員との打ち合わせや課題の収集、事前学習、事後学習へのサポート、学習教材の提供等、なすべき対応は多様に存在します。こうした取り組みは「水俣病を抱える水俣市の価値を高める」ための大きなきっかけになると思えます。</p> <p>水俣病がもたらした「負の遺産」は、言い換えれば「取り組みによっては、地域の価値になる」ことだと思えます。修学旅行生をはじめ、環境や水俣病の研究者が水俣にやってくるのは、水俣環境アカデミアの活動を含め、こうしたことの実証例かと思えます。</p>	<p>水俣病問題の歴史上重要な基礎資料の収集・整理・保存につきましては、業務が円滑に進むよう体制の整備に取り組んでまいります。</p> <p>頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

No	ページと項目名	意見等の概要	市の考え方
8	<p>【ページ】 P41～42</p> <p>【項目】</p> <p>第4章：施策の展開</p> <p>施策1：水俣病問題への取組と「もやい直し」の推進</p> <p>施策区分2：水俣病犠牲者の慰霊</p>	<p>火のまつりは、水俣病で犠牲になった全ての生命の慰霊とともに市民の絆を修復する「もやい直し」を目的に始まったと思います。これまでも、事業を開催するに当たっては、実行委員会を組織し実施内容を検討しながら決定、運営されてきました。様々な立場の実行委員が話し合いを重ねていくことで信頼関係ができ、事業の推進に繋がっていくと思われれます。</p> <p>民間だけでは担いきれない事業費に関することや諸手続きなど、運営に支障が出ないよう行政が支援していくことが望まれます。</p> <p>今回の素案では、「市の取組」について市民は協力、参加するだけのように受け取られます。課題でもありますように風化させることなく、つないでいくには、実行委員会が主体的に若い世代も巻き込みながら、行政と協力して実施する火のまつりであるのが望ましいと思います。</p>	<p>水俣病犠牲者慰霊式や火のまつりの開催にあたっては、実行委員会の皆様をはじめ、多くの市民の方々にご参加、ご協力をいただいております。</p> <p>頂いた御意見を参考に、P41 ページの記載内容を修正します。</p>
9	<p>【ページ】 P56～59</p> <p>【項目】</p> <p>第4章：施策の展開</p> <p>施策3：低炭素社会の実現</p> <p>施策区分1：地域における温室効果ガス排出量の削減</p>	<p>再生可能エネルギー（太陽光発電）により、山間部の森林伐採による開発が続いていますが、この事業における再生可能エネルギーのCO2削減効果を数値で出すべきでは。</p> <p>また、事業に伴う森林伐採によりCO2の吸収効果が減少したと考えられますが、再生可能エネルギー事業によるCO2削減量との比較はどうなっているのでしょうか。荒天時における河川への土砂流出等により、環境への負荷が発生している状況のみを、山間部での再生可能エネルギー事業が温暖化防止に寄与しているのか、水俣市の課題と考えます。</p>	<p>太陽光発電によるCO2の削減効果について、最近の装置では、一般的に発電能力1kWあたり年間500kg程度CO2を削減すると言われております。また、森林のCO2吸収量の算定方法は林野庁から示されているところですが、開発により伐採される樹木の状況が不明のため、効果と削減効果の比較等を数値ではお示しすることはできません。なお、荒天時における河川への土砂流出等については、素案に記載しており、引き続き「水俣市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン」の周知・推進を行ってまいります。</p>

No	ページと項目名	意見等の概要	市の考え方
10	<p>【ページ】 P41～42</p> <p>【項目】</p> <p>第4章：施策の展開</p> <p>施策1：水俣病問題への取組と「もやい直し」の推進</p> <p>施策区分2：水俣病犠牲者の慰霊</p>	<p>素案では、慰霊式及び火のまつりともに、水俣市が主催の行事に市民等が協力・参加しているだけのよう に読めます。第5次水俣市総合計画及び第2次水俣市 環境基本計画では言及のあった、実行委員会の存在と 役割についても触れられていません。これまで続いて きた、実行委員会が実施内容の検討・決定（火のまつ りについては運営も）を行い、市民が主体となって開 催し、行政が事業費の支出と運営支援を行う、という 慰霊式と火のまつりにおける運営体制を議論のない まま書き換えてしまっ てはいけ ない と考 えま す。</p> <p>慰霊式と火のまつりは、水俣病の慰霊に関する意見が必ずしも一致しない市民の方々が実行委員会を組織し、実施内容を検討・決定・事業運営を行っていくプロセス自体に重要な意味があると思います。</p> <p>素案のように、水俣病犠牲者の慰霊における市民の自律的な活動を市の取組に収斂してしまうことは、実行委員会やその他様々なかたちで慰霊式及び火のまつりに関わっている市民の反発を買いかねません。</p>	<p>水俣病犠牲者慰霊式や火のまつりの開催にあたっては、多くの市民の方々のご参加とともに、実行委員の皆様 の主体的なご参画のもと、役割を分担して運営にあたっていただ いているものと認識しております。</p> <p>頂いた御意見を参考に、P41ページの記載内容を修正します。</p>

No	ページと項目名	意見等の概要	市の考え方
11	<p>【ページ】 P66～69</p> <p>【項目】</p> <p>第4章：施策の展開</p> <p>    施策4：生活環境の保全</p> <p>        施策区分1：水質・土壌・大気環境等の保全</p>	<p>令和元年11月に開催された「水銀に関する水俣条約第3回締約国会議」において、汚染された場所の管理に関する手引書が採択されました。手引書には、一度汚染された場所は修復後にもモニタリングを行うべきだと記載があります。水俣市内には、かつてチッソ水俣工場から排出された水銀を含んだ海の底質を浚渫・埋立された水俣湾埋立地があります。安全確保のため、埋立地区とその周辺の継続的な監視・保全活動が必要です。現在行われているモニタリングは、県が継続的に実施している特定魚種の水銀値測定や、継続的なものではありませんが、国立水俣病総合研究センターで水質と底質のモニタリングを含む研究が行われています。これらを継続的に実施し安全が確保されるよう県、国立水俣病総合研究センターへの働きかけが必要です。また、埋立地の下にある水銀の状態の把握、可能性のある汚染拡大経路として表土部分や植物モニタリング調査の実施が望ましいと考えます。</p> <p>以上のことから、埋立地・埋立地周辺環境の現状把握のためのモニタリングを行う必要性は「現状」「課題」にて明記されるべきです。</p>	<p>頂いた御意見を参考に、P67の課題の中で触れることとします。</p>

No	ページと項目名	意見等の概要	市の考え方
12	<p>【ページ】 P66～69</p> <p>【項目】</p> <p>第4章：施策の展開</p> <p>    施策4：生活環境の保全</p> <p>        施策区分1：水質・土壌・大気環境等の保全</p>	<p>水俣湾埋立地は熊本県の管理下にありますが、万が一、埋立地の安全性が疑われるような出来事が発生すれば真っ先に周辺住民の健康と環境、漁業や観光などの産業にも影響が発生します。迅速に対応ができるよう県に維持管理や対策を講じるよう求め、水俣市も関係者として現状把握や検討に積極的に関わる必要があります。2015年1月の「第7回水俣湾公害防止事業埋立地護岸等耐震及び老朽化対策委員会」にて、埋立地は2050年まで耐用可能とされていますが、予想できない事態が発生する可能性は常に存在します。</p> <p>誰がどう即座に対応するのかを、県をはじめ関係者とともに水俣市は協議すべきだと考えます。</p> <p>水俣市は、地元自治体として今後も上記委員会で対策を検討し、対応する必要があるため、「各主体の取り組み」の項において明記されるべきです。</p>	<p>前述のとおり、水俣湾埋立地については、管理を行っている熊本県によれば、水俣湾に堆積していた水銀を含む汚泥は、現時点で最も安全な方法で管理されており、今後も継続して丁寧に安全性を確認しながら維持管理を行っていくとお聞きしています。市としては、市民生活や環境に影響のないよう、引き続き適正な管理を行うように県に伝えていくとともに、必要に応じて関係団体等と維持管理や安全対策のための検討を実施します。</p> <p>頂いた御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>